

聖隷淡路病院 無料低額診療事業について

医療費の支払いについてご心配がある患者様へ

無料低額診療事業とは？

医療が必要な方で、金銭的な問題など様々な事情により医療費の支払いが困難な患者様の医療費負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう支援を行う制度です。

どのような人が対象なの？

医療・福祉の諸制度を利用しても、必要な医療費の支払いが困難な方や、医療費の支払いにより家庭生活の維持が困難になってしまおう方を対象に適用いたします。

手続きはどうすればいいの？

まずは当院の医療相談室までご相談ください。医療・福祉制度に関してご案内したうえで、当院の基準に沿って確認を行い、必要に応じて「無料低額診療券」を発行いたします。



ご相談は・・・

医療相談室
TEL 0799-72-3636 (代表)
0799-72-3640 (直通)
相談員：島田勝弘 早川沙希
までご相談ください。

